

## あべの翔学高等学校退職金規程

### 第1条（目的）

この規定は、就業規則第36条の規定に基づき、就業規則第2条第1項の教職員の退職金に関する事項を定める。

### 第2条（基準額）

退職金の基準額は、退職時の平均標準給与月額（退職の日の属する月より60月前から退職の日の属する月までの標準給与月額（大阪府私立学校退職金財団の規定する標準給与月額を適用する。）の合計を60で除した金額）に、別表に定める勤続年数による退職金給付乗率を乗じた額とする。

### 第2条の2（適用される退職金給付乗率表）

平成18年3月31日に在職していた教職員の退職金の計算には、別表1の退職金給付乗率を適用する。

- 2 平成18年4月1日以降に採用された教職員の退職金の計算には、別表2の退職金給付乗率を適用する。

### 第3条（支給金額）

教職員が次の各号のひとつに該当し、退職し又は解雇されたときは、基準額の全額を支給する。

- ① 就業規則第32条又は就業規則第32条の2の定年に達したとき。（退職の日は定年に達した年度の末日）
  - ② 休職期間が満了したとき。（就業規則第33条③号）
  - ③ 死亡したとき。
  - ④ 精神又は身体の障害により、業務に堪えられないと認められたとき。（就業規則第35条第1項②号）
  - ⑤ 事業の縮小その他事業の運営上やむを得ない事情により、教職員の減員が必要となったとき。（就業規則第35条第1項③号）
- 2 就業規則第49条第2項に、基づく懲戒解雇の処分により解雇されたときには、退職金は支給しない。
  - 3 教職員が次の各号のひとつに該当し、退職し又は解雇されたときは、減給して支給するか、もしくは支給しない。
    - ① 禁固以上の刑に処せられるとき。
    - ② 勤務成績が不良か、又は職務に怠慢なとき。（就業規則第35条第1項①号）

### 第4条（退職慰労金及び特別加算）

教職員で在職中特に功績があったと認められるときは、基準額の10%以内において加算することが出来る。

- 2 業務上の傷病によりその職に堪えず退職したとき、又は死亡したときは、基準額の30%以内において加算することが出来る。

### 第5条（勤続年数の算定）

勤続年数は学院に就業規則第2条第1項に定める教職員として採用された月から、退職の日の属する月までを通算する。ただし、1年未満の端数は切り捨てる。

- 2 前項の計算上、試用期間は含む。

3 前項の計算上、休職の期間は算入しない。

第6条（臨時に採用する教職員及び期間を限定して採用する教職員の取り扱い）

臨時に採用する教職員及び期間を限定して採用する教職員には、本規程における退職金を支給しない。

2 臨時に採用する教職員及び期間を限定して採用する教職員より、本規程の対象となる教職員として採用された者の勤続年数算定の起算の月は本規程の対象となる教職員として採用された日の属する月とする。

第7条（端数計算）

退職金の計算上端数が生じる場合は、1円未満の端数がでた場合、49銭以下を切り下げ、50銭以上を切り上げて支給する。

第8条（支給期日）

退職金の支給は、原則として退職の日の翌日より1月以内とする。

附則

- 1 この規程は、平成21年4月1日より施行し適用する。
- 2 平成19年4月1日制定

別表 1

## 平成 18 年 3 月 31 日に在籍していた教職員の退職金給付乗率表

退職の事由		普通退職	死亡退職
勤続期間		乗 数	
以上	未満		
0	1	0	0
1	2	0.600	1.000
2	3	1.200	2.000
3	4	1.800	3.000
4	5	2.400	4.000
5	6	3.000	5.000
6	7	4.500	6.000
7	8	5.250	7.000
8	9	6.000	8.000
9	10	6.750	9.000
10	11	7.500	10.000
11	12		11.100
12	13		12.200
13	14		13.300
14	15		14.400
15	16		15.500
16	17		16.600
17	18		17.700
18	19		18.800
19	20		19.900
20	21		21.000
21	22		22.200
22	23		23.400
23	24		24.600
24	25		25.800
25	26		28.375
26	27		30.950
27	28		33.525
28	29		36.100
29	30		38.675
30	31		41.250
31	32		42.625
32	33		44.000
33	34		45.375

勤続期間		退職の事由	普通退職	死亡退職
34	35			46.750
35	36			48.125
36	37			49.500
37	38			50.875
38	39			52.250
39	40			53.625
40	41			55.000
41	42			56.375
42	43			57.750
43	44			59.125
44年以上				60.000

## 別表 2

## 平成 18 年 4 月 1 日以降に採用された教職員の退職金給付乗率表

勤続期間		乗 率
以上	未満	
0	1	0
1	2	0. 6000
2	3	1. 2000
3	4	1. 8000
4	5	2. 4000
5	6	3. 0000
6	7	4. 1250
7	8	4. 8750
8	9	5. 6250
9	10	6. 3750
10	11	7. 1250
11	12	8. 1600
12	13	9. 0400
13	14	9. 9200
14	15	10. 8000
15	16	11. 6800
16	17	12. 5600
17	18	13. 4400
18	19	14. 3200
19	20	15. 2000
20	21	16. 4000
21	22	17. 6000
22	23	18. 8000
23	24	20. 0000
24	25	21. 2000
25	26	22. 7000
26	27	24. 2000
27	28	25. 7000
28	29	27. 2000
29	30	28. 7000
30	31	30. 2000
31	32	31. 1375
32	33	32. 3875
33	34	33. 6375
34	35	34. 8875

勤続期間		乗 率
以上	未満	
35	36	36.1375
36	37	37.3875
37	38	38.6375
38	39	39.8875
39	40	41.1375
40	41	42.3875
41	42	42.9875
42	43	43.5875
43	44	44.1875
44	45	44.7875
45	46	45.3875
46	47	45.9875
47年以上		46.5875